

下関市環境配慮行動優良事業者認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化の加速による地球環境への影響を考慮し、その原因となる温室効果ガスの排出の抑制等環境負荷の低減に積極的に取り組んでいる事業者を、「下関市環境配慮行動優良事業者」（以下「優良事業者」という。）として認定し、その活動内容を広く周知することにより、事業者及び市民の環境に配慮した行動を促すことを目的とする。

(対象事業者)

第2条 優良事業者として認定の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 下関市内に本店、支店、営業所等（工場、事業所、店舗を含む。）を有する事業者
- (2) 下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する事業者でないこと。

(認定の申請)

第3条 優良事業者の認定を受けようとする者は、下関市環境配慮行動優良事業者認定（新規・更新）申請書（様式第1号）に温室効果ガス排出抑制に関する取組チェックシート（以下「チェックシート」という。）を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(認定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、優良事業者の認定（以下「認定」という。）を行うものとする。

- 2 認定に必要なチェックシートの合計点は、20点以上とする。

(認定証の交付等)

第5条 市長は、前条の規定により優良事業者を認定したときは、当該認定の申請をした者に下関市環境配慮行動優良事業者認定証（様式第2号）（以下

「認定証」という。)を交付するものとする。

- 2 優良事業者は、事業所に認定証を掲示し、及び「下関市環境配慮行動優良事業者」の名称を使用することができる。

(優良事業者の責務)

第6条 優良事業者は、地球温暖化の加速による地球環境への影響を考慮し、温室効果ガスの排出の抑制等環境負荷の低減に積極的に取り組み、その取組状況を年1回、下関市環境配慮行動優良事業者取組報告書(様式第3号)によりに市長に報告するものとする。

(認定の有効期間)

第7条 認定の有効期間は、認定の日から最長2年間とする。

(優良事業者の周知)

第8条 市長は、優良事業者の名称、温室効果ガスの排出の抑制等環境負荷の低減に対する積極的な取組等について、ホームページへの掲載等を通じて広く周知するものとする。

(認定事項の変更及び辞退)

第9条 優良事業者は、優良事業者の名称、所在地、取組事項等に変更があったとき又は認定を辞退するときは、下関市環境配慮行動優良事業者認定(変更・辞退)届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(認定の更新)

第10条 優良事業者は、認定の有効期間満了後も引き続き認定を受けようとするときは、市長が定めた更新期間内に、更新の申請を行うものとする。

- 2 前項の認定の更新については、第3条から第5条までの規定を準用する。

(質問、報告等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、優良事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは本事業の実施に関し必要な指示をし、又は関係書類について検査をすることができる。

(認定の取消等)

第12条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 第4条第2項の要件に該当しなくなったとき
 - (2) 第6条の規定による取組状況の報告をしないとき
 - (3) 第9条の規定による認定の辞退の届出があったとき
 - (4) 関係法令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられたとき及び行政処分を受けたとき
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、優良事業者としてふさわしくない事由があると市長が認めるとき
- 2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、理由を付してその旨を通知するものとする。
 - 3 第1項の規定により認定を取り消された優良事業者は、速やかに認定証を市長に返還しなければならない。
 - 4 第1項の規定による認定の取消により損失が生じた場合は、認定事業者がその責めを負うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年5月20日から施行する。